

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する 政令の概要

1. 改正の背景

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号。以下「法」という。）では、我が国において絶滅のおそれのある野生動植物の種（亜種又は変種を含む。以下同じ。）を国内希少野生動植物種として定め、その捕獲、譲渡し等を禁止することにより種の保存を図っている。

国内希少野生動植物種の指定対象種は絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成5年政令第17号。以下「施行令」という。）に規定されており、国内希少野生動植物種の選定に係る実態調査を環境省において実施し、その個体数が著しく減少しているなどの基準に該当したもののうち、種の存続の困難さによる視点、施策効果による視点等も加味して候補種を選定し、近年年間30～60種程度の国内希少野生動植物の指定を進めてきたところ。

今般、上述の実態調査等により *Onychodactylus pyrrhonotus*（ホムラハコネサンショウウオ）等の15種について、個体数、分布その他の必要な生息・生育情報が得られ、その保存を図る必要があると認められることから、新たに国内希少野生動植物種として追加する必要がある。

2. 改正の概要

国内希少野生動植物種の追加（施行令第2条第2号及び第3号、別表第1の表2、別表第3、別表第4関係）

施行令第2条第2号及び第3号、別表第1の表2、別表第3及び別表第4を改正し、国内希少野生動植物種として15種を追加し、このうち特定第一種国内希少野生動植物種として1種を、特定第二種国内希少野生動植物種として9種を、捕獲等の規制を適用する卵及び種子として6種の卵及び種子をそれぞれ指定する。（今回指定する種の一覧は別紙1参照。）